核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（設置の許可）

第四十三条の三の五　発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　使用の目的

三　発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

四　発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五　発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六　発電用原子炉施設の工事計画

七　発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八　使用済燃料の処分の方法

九　発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十　発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

十一　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（抄）

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第二十条の二　法第四十三条の三の五第一項の許可は、発電用原子炉を設置しようとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、発電用原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（発電用原子炉の設置に係る変更の許可の申請）

第二十条の三　発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　変更の内容

四　変更の理由

五　工事を伴うときは、その工事計画

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条　法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二　法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ　発電用原子炉施設の位置

（１）　敷地の面積及び形状

（２）　敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置

ロ　発電用原子炉施設の一般構造

（１）　耐震構造

（２）　耐津波構造（設置許可基準規則第五条第一項に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

（３）　その他の主要な構造

ハ　原子炉本体の構造及び設備

（１）　発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）

（ｉ）　構造

（ｉｉ）　燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

（ｉｉｉ）　主要な核的制限値

（ｉｖ）　主要な熱的制限値

（２）　燃料体

（ｉ）　燃料材の種類

（ｉｉ）　燃料被覆材の種類

（ｉｉｉ）　燃料要素の構造

（ｉｖ）　燃料集合体の構造

（３）　減速材及び反射材の種類

（４）　原子炉容器

（ｉ）　構造

（ｉｉ）　最高使用圧力及び最高使用温度

（５）　放射線遮蔽体の構造

（６）　その他の主要な事項

ニ　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備

（１）　核燃料物質取扱設備の構造

（２）　核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力

（３）　核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力

ホ　原子炉冷却系統施設の構造及び設備

（１）　一次冷却材設備
（ｉ）　冷却材の種類
（ｉｉ）　主要な機器及び管の個数及び構造
（ｉｉｉ）　冷却材の温度及び圧力
（２）　二次冷却設備
（ｉ）　冷却材の種類
（ｉｉ）　主要な機器の個数及び構造
（３）　非常用冷却設備
（ｉ）　冷却材の種類
（ｉｉ）　主要な機器及び管の個数及び構造
（４）　その他の主要な事項
ヘ．計測制御系統施設の構造及び設備
（１）　計装
（ｉ）　核計装の種類
（ｉｉ）　その他の主要な計装の種類
（２）　安全保護回路
（ｉ）　原子炉停止回路の種類
（ｉｉ）　その他の主要な安全保護回路の種類
（３）　制御設備
（ｉ）　制御材の個数及び構造
（ｉｉ）　制御材駆動設備の個数及び構造
（ｉｉｉ）　反応度制御能力
（４）　非常用制御設備
（ｉ）　制御材の個数及び構造
（ｉｉ）　主要な機器の個数及び構造
（ｉｉｉ）　反応度制御能力
（５）　その他の主要な事項
ト　放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
（１）　気体廃棄物の廃棄施設
（ｉ）　構造
（ｉｉ）　廃棄物の処理能力
（ｉｉｉ）　排気口の位置
（２）　液体廃棄物の廃棄設備
（ｉ）　構造
（ｉｉ）　廃棄物の処理能力
（ｉｉｉ）　排水口の位置
（３）　固体廃棄物の廃棄設備
（ｉ）　構造
（ｉｉ）　廃棄物の処理能力

チ　放射線管理施設の構造及び設備

（1）　屋内管理用の主要な設備の種類

（2）　屋外管理用の主要な設備の種類

リ　原子炉格納施設の構造及び設備

（1）　原子炉格納容器の構造

（2）　原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率

（3）　非常用格納容器保護設備の構造

（4）　その他の主要な事項

ヌ　その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

（1）　常用電源設備の構造

（2）　非常用電源設備の構造

（3）　その他の主要な事項

三　法第四十三条の三の五第二項第六号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

四　法第四十三条の三の五第二項第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

五　法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

六　法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ　核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ　放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ　周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

七　法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

イ　運転時の異常な過渡変化（設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）　事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ　設計基準事故（設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）　事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ　重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）　事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

八　法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二　発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三　工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四　発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五　発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六　発電用原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七　発電用原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八　発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

九　発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十　発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十一　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十二　法人にあっては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

十三　法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者（法人にあっては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

4　法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であって、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第五条　令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあっては連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあってはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあっては第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に

応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第三条第一項第八号に規定する事項を記載すること。

二　令第二十条の三第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

2　法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二　変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三　変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四　変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五　変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六　変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七　変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八　変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

九　変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十　変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十一　変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

別表第２　発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
２．発電用原子炉の設置の許可の申請に係る記載について	２．発電用原子炉の設置の許可の申請に係る記載について
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）実用炉則第３条第１項第２号の区分については、次のとおりとする。	（２）実用炉則第３条第１項第２号の区分については、次のとおりとする。
１）～５）　（略）	１）～５）　（略）
６）同号ハ(1)(ⅱ)の「燃料体の最高燃焼度」とは、燃料材、燃料要素及び燃料集合体のそれぞれの最高燃焼度のうち、炉心管理において燃料健全性を確保する上で管理する必要のあるものをいう。	（新設）
７）・８）　（略）	６）・７）　（略）
９）同号ハ(6)の「その他の主要な事項」とは、炉心支持構造物等の炉心の形状及び冷却材流路の確保を主たる目的としている機器に係る事項をいう。	（新設）
10）～25）　（略）	８）～23）　（略）
（３）・（４）　（略）	（３）・（４）　（略）
（５）実用炉則第３条第１項第８号の事項については、次のとおりとする。 １）同号の「保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号。以下「品質管理基準規則」という。）の規定を踏まえて定めた、設計を含めた保安活	（新設）

動全般に関する品質管理に必要な体制（方法、組織等）の整備に関する方針に係る事項をいう。	
（６）実用炉則第３条第２項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第５条第２項及び第７条第３項の添付書類についても準用する。 １）～３）　（略）	（５）実用炉則第３条第２項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第５条第２項及び第７条第３項の添付書類についても準用する。 １）～３）　（略）
４）同項第 11 号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。	（新設）
４．発電用原子炉設置許可申請書に係る記載について ４．１　全般的事項 ４．１．１　記載すべき事項等 （１）記載すべき事項 １）・２）　（略） 上記１）の構築物等の仕様値について、原子炉施設の設計及び工事の計画の認可申請の段階でその仕様が確定するものがある場合は、本文には、その仕様を決定する上での設計の方針を記載することとする。なお、添付書類には、可能な範囲で、その仕様の概略値を参考として記載することとする。	４．発電用原子炉設置許可申請書に係る記載について ４．１　全般的事項 ４．１．１　記載すべき事項等 （１）記載すべき事項 １）・２）　（略） 上記１）の構築物等の仕様値について、原子炉施設の工事計画認可申請の段階でその仕様が確定するものがある場合は、本文には、その仕様を決定する上での設計の方針を記載することとする。なお、添付書類には、可能な範囲で、その仕様の概略値を参考として記載することとする。
（２）・（３）　（略） ４．１．２　（略）	（２）・（３）　（略） ４．１．２　（略）
４．１．３　用字用語 （１）設備名称 設備名称については、当該設備の目的及び機能を的確に示す名称を付すこととする。具体的には、設置許可申請と設計及び工事の計画の認可	４．１．３　用字用語 （１）設備名称 設備名称については、当該設備の目的及び機能を的確に示す名称を付すこととする。具体的には、設置許可申請と工事計画認可申請との整合

申請との整合が図られる名称とすることを基本とする。	が図られる名称とすることを基本とする。
（2）～（5）　（略）	（2）～（5）　（略）
4．2　実用炉則第3条第1項第2号の「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」に係る記載	4．2　実用炉則第3条第1項第2号の「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」に係る記載
（1）・（2）　（略）	（1）・（2）　（略）
（3）原子炉本体の構造及び設備 1）炉心 ①　（略） ②燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量	（3）原子炉本体の構造及び設備 1）炉心 ①　（略） ②燃料体の最大挿入量
・最高燃焼度については、燃料材、燃料要素、燃料集合体の最高燃焼度のうち、炉心管理において燃料健全性を確保する上で管理する必要のあるものを記載することとする。その際、燃料体の型式が異なるものを使用する場合においては、型式ごとに記載することとする。	（新設）
・最大挿入量については、燃料集合体数、初装荷炉心全ウラン量及び取替炉心全ウラン量を記載することとする。なお、MOX 燃料を使用する場合も同様に記載すること。	・燃料集合体数、初装荷炉心全ウラン量及び取替炉心全ウラン量を記載することとする。なお、MOX 燃料を使用する場合も同様に記載すること。
③・④　（略）	③・④　（略）
2）～4）　（略）	2）～4）　（略）
5）その他の主要な事項 ・炉心支持構造物のほか、沸騰水型発電用原子炉におけるチャンネルボックスなどの炉心の形状、冷却材流路の確保を主たる目的としている機器の性能上必要となる主要寸法について記載することとする。	（新設）

（４）　（略）	（４）　（略）
（５）原子炉冷却系統施設の構造及び設備 １）一次冷却材設備 ①主要な機器及び管の個数及び構造 ・上記２．（２）11）の「一次冷却材が循環する範囲」とは、例として以下の系統等に係るものをいう。 沸騰水型発電用原子炉：原子炉冷却材再循環系、主蒸気系、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス系及び給水系を構成する機器並びに漏えい監視設備 加圧水型発電用原子炉：蒸気発生器、一次冷却材ポンプ、一次冷却材管、加圧器及び漏えい監視設備 （略） ②　（略）	（５）原子炉冷却系統施設の構造及び設備 １）一次冷却材設備 ①主要な機器及び管の個数及び構造 ・上記２．（２）９）の「一次冷却材が循環する範囲」とは、例として以下の系統等に係るものをいう。 沸騰水型発電用原子炉：原子炉冷却材再循環系、主蒸気系、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス系及び給水系を構成する機器並びに漏えい監視設備 加圧水型発電用原子炉：蒸気発生器、一次冷却材ポンプ、一次冷却材管、加圧器及び漏えい監視設備 （略） ②　（略）
２）二次冷却設備（加圧水型発電用原子炉） ①主要な機器及び管の個数及び構造 ・上記２．（２）12）の「二次冷却材が循環する範囲の機器」とは、例として、主蒸気管、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス弁、主蒸気安全弁、主蒸気逃し弁、主蒸気隔離弁、主給水ポンプ、補助給水ポンプ、補助給水ピット及び復水タンクをいう。 （略）	２）二次冷却設備（加圧水型発電用原子炉） ①主要な機器及び管の個数及び構造 ・上記２．（２）10）の「二次冷却材が循環する範囲の機器」とは、例として、主蒸気管、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス弁、主蒸気安全弁、主蒸気逃し弁、主蒸気隔離弁、主給水ポンプ、補助給水ポンプ、補助給水ピット及び復水タンクをいう。 （略）
３）非常用冷却設備 ①主要な機器の個数及び構造 ・上記２．（２）13）の「運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において原子炉を冷却することを主たる目的	３）非常用冷却設備 ①主要な機器の個数及び構造 ・上記２．（２）11）の「運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において原子炉を冷却することを主たる目的

としている機器及び管」とは、例として以下の系統に係るものをいう。 沸騰水型発電用原子炉：低圧炉心注入系、高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系、自動減圧系及び重大事故時対処設備 加圧水型発電用原子炉：高圧注入系、低圧注入系、蓄圧注入系及び重大事故時対処設備 （略） ４）その他の主要な事項 ①主要な機器及び管の個数及び構造 ・上記２．（２）14）の「通常運転時等及び重大事故等時に一次冷却材設備、二次冷却材設備又は非常用冷却設備を補助することを主たる目的としている系統」とは、例として以下の系統に係るものをいう。 沸騰水型発電用原子炉：残留熱除去系、原子炉補機冷却系、海水系、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系 加圧水型発電用原子炉：化学体積制御系、余熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系） （略） （６）計測制御系統施設の構造及び設備 １）計装 ①　（略） ②その他の主要な計装の種類 ・上記２．（２）16）の「圧力及び温度等」とは、例として、水位・	としている機器及び管」とは、例として以下の系統に係るものをいう。 沸騰水型発電用原子炉：低圧炉心注入系、高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系、自動減圧系及び重大事故時対処設備 加圧水型発電用原子炉：高圧注入系、低圧注入系、蓄圧注入系及び重大事故時対処設備 （略） ４）その他の主要な事項 ①主要な機器及び管の個数及び構造 ・上記２．（２）12）の「通常運転時等及び重大事故等時に一次冷却材設備、二次冷却材設備又は非常用冷却設備を補助することを主たる目的としている系統」とは、例として以下の系統に係るものをいう。 沸騰水型発電用原子炉：残留熱除去系、原子炉補機冷却系、海水系、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系 加圧水型発電用原子炉：化学体積制御系、余熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系） （略） （６）計測制御系統施設の構造及び設備 １）計装 ①　（略） ②その他の主要な計装の種類 ・上記２．（２）14）の「圧力及び温度等」とは、例として、水位・

圧力、流量、温度、水質、酸素・水素ガス濃度、放射性物質濃度、制御棒位置及び制御棒駆動水圧等に係るものをいう。	圧力、流量、温度、水質、酸素・水素ガス濃度、放射性物質濃度、制御棒位置及び制御棒駆動水圧等に係るものをいう。
（略）	（略）
2）～5）　（略）	2）～5）　（略）
（7）　（略）	（7）　（略）
（8）放射線管理施設の構造及び設備	（8）放射線管理施設の構造及び設備
1）屋内管理用の主要な設備の種類	1）屋内管理用の主要な設備の種類
・上記2．（2）19）の「屋内の放射線管理及び放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。	・上記2．（2）17）の「屋内の放射線管理及び放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。
放射線管理設備（出入管理関係設備、個人被ばく管理関係設備及び試料分析関係設備等）、放射線監視設備（プロセス放射線モニタリング設備、エリア放射線モニタリング設備及び放射線サーベイ設備等）及び補助遮蔽	放射線管理設備（出入管理関係設備、個人被ばく管理関係設備及び試料分析関係設備等）、放射線監視設備（プロセス放射線モニタリング設備、エリア放射線モニタリング設備及び放射線サーベイ設備等）及び補助遮蔽
（略）	（略）
2）屋外管理用の主要な設備の種類	2）屋外管理用の主要な設備の種類
・上記2．（2）20）の「屋外の放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。	・上記2．（2）18）の「屋外の放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。
排気筒モニタ、排水モニタ、放射能観測車、固定モニタリング設備及び気象観測設備等	排気筒モニタ、排水モニタ、放射能観測車、固定モニタリング設備及び気象観測設備等
（略）	（略）
（9）原子炉格納施設の構造及び設備	（9）原子炉格納施設の構造及び設備
1）～3）　（略）	1）～3）　（略）
4）その他の主要な事項	4）その他の主要な事項

・上記2．（2）22）の「原子炉格納施設内の雰囲気の浄化系等」とは、例として以下のものをいう。 沸騰水型発電用原子炉：原子炉棟及び非常用ガス処理系 加圧水型発電用原子炉：アニュラス部、アニュラス空気浄化系、安全補機室空気浄化系、格納容器換気空調系及び外部遮蔽 （略） （１０）　（略） ４．３～４．５　（略） ４．６　実用炉則第３条第１項第８号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に係る記載 設計を含めた保安活動全般に関する品質管理に必要な体制の整備に関する方針として、品質管理の方法、組織等についての整備の考え方を、品質管理基準規則による要求に対応するように記載することとする。	・上記2．（2）20）の「原子炉格納施設内の雰囲気の浄化系等」とは、例として以下のものをいう。 沸騰水型発電用原子炉：原子炉棟及び非常用ガス処理系 加圧水型発電用原子炉：アニュラス部、アニュラス空気浄化系、安全補機室空気浄化系、格納容器換気空調系及び外部遮蔽 （略） （１０）　（略） ４．３～４．５　（略） （新設）